

保育士試験の受験資格認定について、「対象となる施設」は以下のとおりです。

- (ア) 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園）
- (イ) 幼稚園（学校教育法第 1 条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚部を含む））
- (ウ) 家庭的保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項 に規定する家庭的保育事業）
- (エ) 小規模保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業）
- (オ) 居宅訪問型保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業）
- (カ) 事業所内保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業）
- (キ) 放課後児童健全育成事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業）
- (ク) 一時預かり事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業）
- (ケ) 離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育）を実施する施設（旧へき地保育所）
- (コ) 小規模住居型児童養育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業）
- (サ) 障がい児通所支援事業（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障がい児通所支援事業（放課後等デイサービス・児童発達支援のみ））
- (シ) 一時保護施設（児童福祉法第 12 条の 4 に規定する一時保護施設）
- (ス) 18 歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等
 - a：障がい者支援施設（障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障がい者支援施設）
 - b：指定障がい福祉サービス事業所（障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障がい福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行うものに限る））
- (セ) 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務または同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって同法第 34 条の 15 第 2 項もしくは同法第 35 条第 4 項の認可または認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
 - a：児童福祉法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設
 - b：a に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
 - c：児童福祉法施行規則第 49 条の 2 第 3 号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設
 - d：国、都道府県または市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務または同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設